

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第24号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（肥前さが幕末維新博事務局の設置）</u></p> <p><u>第2条の2 次に掲げる事務を処理するため、知事の直属として、肥前さが幕末維新博事務局を置く。</u></p> <p><u>(1) 明治維新150年事業に関する企画及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 肥前さが幕末維新博覧会の実施に関すること。</u></p> <p><u>(3) 世界遺産の活用及び推進に関すること。</u></p> <p>（分課等）</p> <p>第3条 部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地域交流部</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>新幹線・地域交通課</u></p> <p>カ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 産業労働部</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>流通・通商課</u></p> <p>(7)・(8) 略</p>	<p>（分課等）</p> <p>第3条 部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地域交流部</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>交通政策課</u></p> <p>カ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 産業労働部</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>流通・貿易課</u></p> <p>(7)・(8) 略</p>

改正前	改正後
<p>2・3 略</p> <p>4 第2項の文化・スポーツ交流局に次の課を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課</u></p> <p>(4) 略</p> <p>5 略</p> <p>(地域交流部各課の分掌事務)</p> <p>第8条 地域交流部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 新幹線・地域交通課</u></p> <p>ア <u>新幹線の活用に関すること。</u></p> <p>イ <u>新幹線の整備の推進に関すること。</u></p> <p>ウ <u>新幹線の整備に伴う関連地域の振興に関すること。</u></p> <p>エ <u>交通政策に関すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務)</p> <p>第9条 地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文化課</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>文化(文化財の保護を除き、高齢者及び障害者に係る文化を含む。)</u>に関すること。</p>	<p>2・3 略</p> <p>4 第2項の文化・スポーツ交流局に次の課を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) SAGAサンライズパーク整備推進課</u></p> <p><u>(4) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会総務企画課</u></p> <p><u>(5) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技式典課</u></p> <p>(6) 略</p> <p>5 略</p> <p>(地域交流部各課の分掌事務)</p> <p>第8条 地域交流部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 交通政策課</u></p> <p>ア <u>交通政策に関すること。</u></p> <p>イ <u>鉄道に係る施策の企画及び調整並びに鉄道沿線地域の振興に関すること。</u></p> <p>ウ <u>新幹線に関すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務)</p> <p>第9条 地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文化課</p> <p>ア 略</p> <p>イ 文化(高齢者及び障害者に係る文化を含む。)に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>ウ・エ 略</p> <p>(2) スポーツ課</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>体育施設に関すること。</u></p> <p>エ 略</p> <p>(3) <u>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課</u> <u>国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>ウ <u>銃砲刀剣類の審査登録に関すること。</u></p> <p>エ <u>世界遺産、無形文化遺産及び日本遺産に関すること。</u></p> <p>オ・カ 略</p> <p>(2) スポーツ課</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>スポーツ施設に関すること（SAGAサンライズパーク整備推進課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</u></p> <p>エ 略</p> <p>(3) <u>SAGAサンライズパーク整備推進課</u> <u>スポーツ施設の整備等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会総務企画課</u> <u>ア 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「国民スポーツ大会等」という。）の総合的な企画及び調整に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>イ 国民スポーツ大会等の広報、県民運動、募金及び企業協賛</u> <u>に関すること。</u></p> <p><u>ウ 全国障害者スポーツ大会の競技会等の運営に関すること。</u></p> <p>(5) <u>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技式典課</u> <u>ア 国民スポーツ大会の競技会等の運営に関すること。</u></p> <p><u>イ 国民スポーツ大会等の式典に関すること。</u></p> <p><u>ウ 国民スポーツ大会等の施設に関すること。</u></p> <p><u>エ 国民スポーツ大会等の輸送、交通、宿泊、医事、衛生、警備及び消防に関すること。</u></p> <p>(6) 略</p>

改正前	改正後
<p>( 県民環境部各課の分掌事務 )</p> <p>第10条 県民環境部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (7) 略</p> <p>(8) 循環型社会推進課 ア ~ 工 略</p> <p>( 産業労働部各課の分掌事務 )</p> <p>第13条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 経営支援課 ア 略 <u>イ 地場産業の振興に関すること。</u> <u>ウ 伝統的工芸品に関すること。</u> エ ~ セ 略</p> <p>(3) ~ (6) 略</p> <p>(7) <u>流通・通商課</u> ア ~ カ 略</p> <p>( 農林水産部各課の分掌事務 )</p> <p>第14条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (6) 略</p> <p>(7) 農地整備課 ア・イ 略</p>	<p>( 県民環境部各課の分掌事務 )</p> <p>第10条 県民環境部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (7) 略</p> <p>(8) 循環型社会推進課 ア ~ 工 略 <u>オ 有害使用済機器に関すること。</u></p> <p>( 産業労働部各課の分掌事務 )</p> <p>第13条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 経営支援課 ア 略</p> <p>イ ~ ケ 略</p> <p>(3) ~ (6) 略</p> <p>(7) <u>流通・貿易課</u> ア ~ カ 略 <u>キ 地場産業の振興に関すること。</u> <u>ク 伝統的工芸品に関すること。</u></p> <p>( 農林水産部各課の分掌事務 )</p> <p>第14条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (6) 略</p> <p>(7) 農地整備課 ア・イ 略</p>

改正前	改正後
<p>ウ <u>土地改良財産の維持管理</u>に関すること。</p> <p>エ～サ 略</p> <p>シ～テ 略</p> <p>(8) 林業課</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>林業技術の普及及び林業経営の指導</u>に関すること。</p> <p>キ～ケ 略</p> <p>(9)・(10) 略 (室)</p> <p>第19条 法務私学課に私立中高・専修学校支援室を、人事課に行政経営室を、情報課に情報化推進室を、さが創生推進課に移住支援室を、スポーツ課に総合運動場等整備推進室及び競技力向上推進室を、くらしの安全安心課に交通事故防止特別対策室を、長寿社会課に地域包括ケア推進室を、障害福祉課に就労支援室を、健康増進課にがん撲滅特別対策室を、ものづくり産業課にコスメティック構想推進室を、建築住宅課に施設整備室を、河川砂防課に城原川ダム等対策室及び水資源調整室を置き、室の分掌事務は、課長が定める。</p> <p>(職制)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>肥前さが幕末維新博事務局に事務局長を置く。</u></p>	<p>ウ <u>国及び県が所有する土地改良財産(海岸保全施設を除く。)</u>の<u>管理</u>に関すること。</p> <p>エ～サ 略</p> <p>シ <u>土地改良施設の突発事故被害の復旧</u>に関すること。</p> <p>ス～ト 略</p> <p>(8) 林業課</p> <p>ア <u>森林・林業施策の企画及び調整</u>に関すること。</p> <p>イ～カ 略</p> <p>キ～ケ 略</p> <p>コ <u>森林の適切な経営管理の促進</u>に関すること。</p> <p>(9)・(10) 略 (室)</p> <p>第19条 法務私学課に私立中高・専修学校支援室を、人事課に行政経営室を、情報課に情報化推進室を、さが創生推進課に移住支援室を、<u>文化課に文化財保護室</u>を、スポーツ課に競技力向上推進室を、くらしの安全安心課に交通事故防止特別対策室を、長寿社会課に地域包括ケア推進室を、障害福祉課に就労支援室を、健康増進課にがん撲滅特別対策室を、ものづくり産業課にコスメティック構想推進室を、建築住宅課に施設整備室を、河川砂防課に城原川ダム等対策室を置き、室の分掌事務は、課長が定める。</p> <p>(職制)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p>

改正前	改正後
<p><u>4 ~ 8 略</u></p> <p><u>9 事務局長は、肥前さが幕末維新博事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>10 ~ 12 略</u></p> <p>第22条 略</p> <p><u>2 肥前さが幕末維新博事務局に次長を置く。</u></p> <p><u>3 政策部に政策総括監を置くことができる。</u></p> <p><u>4・5 略</u></p> <p><u>6 次長は、事務局長を助けるとともに、次に掲げる事務を行う。</u></p> <p><u>(1) 肥前さが幕末維新博事務局の事務を掌理し、事務局長不在のときは、その職務を代行する。</u></p> <p><u>(2) 上司の命を受けて、事務局長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p>8 略</p> <p>第23条 略</p> <p><u>2 肥前さが幕末維新博事務局に推進監を置く。</u></p> <p><u>3 政策部に調整監を置くことができる。</u></p> <p><u>4 ~ 7 略</u></p> <p><u>8 推進監は、上司の命を受けて、明治維新150年事業の推進に関する</u></p>	<p><u>3 ~ 7 略</u></p> <p><u>8 ~ 10 略</u></p> <p>第22条 略</p> <p><u>2 政策部に政策総括監及び調整監を、産業労働部に企業立地総括監を置くことができる。</u></p> <p><u>3・4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 調整監は、上司の命を受けて、防衛省からの佐賀空港の自衛隊使用要請に係る同省等との調整に関して政策部長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p><u>7 企業立地総括監は、上司の命を受けて、企業立地の促進に関する事務を掌理する。</u></p> <p>8 略</p> <p>第23条 略</p> <p><u>2 地域交流部文化・スポーツ交流局に推進監を置く。</u></p> <p><u>3 ~ 6 略</u></p> <p><u>7 推進監は、上司の命を受けて、SAGAスポーツピラミッド構</u></p>

改正前	改正後								
<p>る事務を掌理する。</p> <p>9 <u>調整監は、上司の命を受けて、防衛省からの佐賀空港の自衛隊使用要請に係る同省等との調整に関して政策部長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p>10～16 略</p> <p>第24条 <u>肥前さが幕末維新博事務局にマネージャーを、課に副課長を、センターに副センター長を、室に副室長を置くことができる。</u></p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>マネージャーは、推進監を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。</u></p> <p>(1) <u>推進監不在のときは、その職務を代行する。</u></p> <p>(2) <u>上司の命を受けて、推進監が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p>7～14 略</p> <p>第25条 <u>肥前さが幕末維新博事務局、課、センター及び室に係長を置くことができる。</u></p> <p>2 係長は、上司の命を受けて、<u>肥前さが幕末維新博事務局、課、センター又は室の分掌事務の一部を処理する。</u></p> <p>第27条 <u>部又は局に、部長又は局長を補佐するため、参事、技術監、副課長、副技術監及び係長を置くことができる。</u></p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、<u>部長又は局長が特に命ずる事務の一部を処理する。</u></p> <p>別表（第20条関係）</p> <table border="1" data-bbox="235 1302 1102 1398"> <thead> <tr> <th>所管する部</th> <th>現地機関の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管する部	現地機関の名称	略		<p><u>想に関する事務を掌理する。</u></p> <p>8～14 略</p> <p>第24条 課に副課長を、センターに副センター長を、室に副室長を置くことができる。</p> <p>2～5 略</p> <p>6～13 略</p> <p>第25条 課、センター及び室に係長を置くことができる。</p> <p>2 係長は、上司の命を受けて、課、センター又は室の分掌事務の一部を処理する。</p> <p>第27条 <u>地域交流部文化・スポーツ交流局に、文化・スポーツ交流局長及び推進監を補佐するため、参事、技術監、副課長、副技術監及び係長を置くことができる。</u></p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、<u>SAGAスポーツピラミッド構想に関する事務の一部を処理する。</u></p> <p>別表（第20条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1162 1302 2029 1398"> <thead> <tr> <th>所管する部</th> <th>現地機関の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管する部	現地機関の名称	略	
所管する部	現地機関の名称								
略									
所管する部	現地機関の名称								
略									

改正前		改正後	
産業労働部	関西・中京事務所 有田窯業大学校 窯業技術センター 略	産業労働部	関西・中京事務所  窯業技術センター 略
略		略	

附 則

( 施行期日 )

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
( 附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正 )
- 附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則 ( 昭和31年佐賀県規則第59号 ) の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表 ( 第 2 条、第 3 条関係 ) 報酬及び職務の級表			別表 ( 第 2 条、第 3 条関係 ) 報酬及び職務の級表		
職名	報酬日額	職務の級	職名	報酬日額	職務の級
略	略	略	略	略	略
佐賀県国民健康保険運営協議会委員	略	略	佐賀県国民健康保険運営協議会委員	略	略
			<u>佐賀県文化財保護審議会委員</u>	<u>9,500円</u>	<u>行政職 6 級</u>

( 職の設置に関する規則の一部改正 )

- 職の設置に関する規則 ( 昭和31年佐賀県規則第69号 ) の一部を次のように改正する。  
別表中「学芸員補」の次に「、文化財保護主事」を加える。  
( 佐賀県公有財産規則の一部改正 )
- 佐賀県公有財産規則 ( 昭和40年佐賀県規則第 6 号 ) の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。



改正前					改正後																																																				
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 <u>肥前さが幕末維新博事務局</u>、組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、教育委員会事務局の課、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第2条第7号に規定するかいをいう。</p> <p>(4)~(8) 略</p> <p>別表第1(第2条の2関係)</p> <p style="text-align: center;">公有財産事務執行区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>知事</th> <th>部長</th> <th>課等の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所管 換等</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>財産を他の部(<u>肥前さが幕末維新博事務局を含む。</u>)に供用させるとき</td> <td></td> <td></td> <td>財産を他の部(<u>肥前さが幕末維新博事務局を含む。</u>)に供用させることに関する事</td> </tr> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> </tbody> </table>					項目	区分	知事	部長	課等の長	略					所管 換等	略				財産を他の部( <u>肥前さが幕末維新博事務局を含む。</u> )に供用させるとき			財産を他の部( <u>肥前さが幕末維新博事務局を含む。</u> )に供用させることに関する事	略					<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、教育委員会事務局の課、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第2条第7号に規定するかいをいう。</p> <p>(4)~(8) 略</p> <p>別表第1(第2条の2関係)</p> <p style="text-align: center;">公有財産事務執行区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>知事</th> <th>部長</th> <th>課等の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所管 換等</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>財産を他の部に供用させるとき</td> <td></td> <td></td> <td>財産を他の部に供用させることに関する事</td> </tr> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> </tbody> </table>					項目	区分	知事	部長	課等の長	略					所管 換等	略				財産を他の部に供用させるとき			財産を他の部に供用させることに関する事	略				
項目	区分	知事	部長	課等の長																																																					
略																																																									
所管 換等	略																																																								
	財産を他の部( <u>肥前さが幕末維新博事務局を含む。</u> )に供用させるとき			財産を他の部( <u>肥前さが幕末維新博事務局を含む。</u> )に供用させることに関する事																																																					
略																																																									
項目	区分	知事	部長	課等の長																																																					
略																																																									
所管 換等	略																																																								
	財産を他の部に供用させるとき			財産を他の部に供用させることに関する事																																																					
略																																																									

(佐賀県財務規則の一部改正)

- 5 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 <u>肥前さが幕末維新博事務局、佐賀県行政組織規則</u>（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条第1項及び第3項から第5項までに規定する課及び入札・検査センター、出納局、教育委員会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局並びに議会事務局をいう。</p> <p>(2) 部長 <u>組織規則第21条第3項に規定する事務局長、佐賀県部設置条例</u>（平成28年佐賀県条例第9号）第1条に規定する部の長、出納局長、教育長、警察本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び議会事務局長をいう（第3章を除く。）。</p> <p>(3) 本庁等の各課 <u>肥前さが幕末維新博事務局、組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局並びに議会事務局をいう。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 <u>組織規則第24条第1項に規定するマネージャー、同項及び組織規則第27条第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条第1項及び第3項から第5項までに規定する課及び入札・検査センター、出納局、教育委員会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局並びに議会事務局をいう。</p> <p>(2) 部長 佐賀県部設置条例（平成28年佐賀県条例第9号）第1条に規定する部の長、出納局長、教育長、警察本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び議会事務局長をいう（第3章を除く。）。</p> <p>(3) 本庁等の各課 <u>組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 <u>組織規則第24条第1項及び組織規則第27条第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、</u></p>

改正前	改正後
<p>主幹、労働委員会事務局副課長、議会議務局総務課副課長、私立中高・専修学校支援室長、行政経営室長、情報化推進室長、移住支援室長、総合運動場等整備推進室長、競技力向上推進室長、交通事故防止特別対策室長、地域包括ケア推進室長、就労支援室長、がん撲滅特別対策室長、コスメティック構想推進室長、施設整備室長、城原川ダム等対策室長、水資源調整室長、特別支援教育室長、教育情報化支援室長、人権・同和教育室長並びに全国高総文祭推進室長をいう。</p> <p>(7)～(19) 略</p>	<p>議会議務局総務課副課長、私立中高・専修学校支援室長、行政経営室長、情報化推進室長、移住支援室長、文化財保護室長、競技力向上推進室長、交通事故防止特別対策室長、地域包括ケア推進室長、就労支援室長、がん撲滅特別対策室長、コスメティック構想推進室長、施設整備室長、城原川ダム等対策室長、特別支援教育室長、教育情報化支援室長、人権・同和教育室長並びに全国高総文祭推進室長をいう。</p> <p>(7)～(19) 略</p>